

「農業法人等経営強化支援事業のうち農福連携推進事業」に関する 業務委託仕様書

1 委託業務名

農業法人等経営強化支援事業のうち農福連携推進事業

2 委託業務の目的

農福連携の推進には、農業と福祉それぞれの専門知識が必要であるが、現状として、指導体制においても農業側・福祉側双方の知識不足、認識不足によるマッチング後の定着率の低下など課題がある。このため、農業側と福祉側の相互理解や農福連携に必要な知識・技術を習得し、農業現場でそれぞれの立場や状況を理解し、助言・指導できる人材の育成が必要である。

そこで、農業・福祉等の幅広い関係者を対象として、農業の現場における障がい者の雇用・就労に関して指導力を有する専門人材（農福連携技術支援者）を育成する。

3 業務委託の範囲

2の目的を達成するため、次の業務を行うこととする。

(1) 研修会の開催

別紙の基準プログラムに準拠したシラバス、時間割の作成及びその実施。

なお、シラバスは農林水産省作成のシラバスを参考とし、実施内容と講師を明らかにすること。

(2) 当該プログラムの広報業務

当該事業の内容を周知するため、広報及び成果報告等を実施する。

なお、参加者募集に当たっては、県の担当課からも市町村及び各関係機関への周知を行うが、その他に有効な手法を実施して周知を図るものとする。

(3) 運営マネジメント

(1) 及び (2) の内容を運営するために必要な次に掲げる共通業務を実施する。

- ① 事業開催日程調整及び会場確保、必要な機器の設置、運営、撤収
- ② 受講者募集、受講申込受付、管理、連絡調整
ただし、募集は県の担当課を通じて行うが、受付後の受講者名簿の管理、受講者との連絡調整は受託者によって行う。
- ③ 講師確保、日程調整
- ④ テキスト等の事前準備、配布
- ⑤ 事業進行及び事業終了後の受講者へのアンケート作成、配布、回収、分析
- ⑥ 委託契約等事務
- ⑦ その他プログラムを運営する上で必要な業務

4 その他の要件

(1) 企画提案書作成上の留意事項

- ① 事業費の積算は、3の事項ごとに要する経費に分けて行い、各々の経費を明示する。
- ② 3の(1)に掲げる各プログラムの企画案においては、想定する講師の専門分野や経歴等を明示する。

(2) 委託業務実施上の留意事項

- ① 受託者は、各プログラムの内容について広報その他の方法により受講者を募集し、実施する。

- ② 受託者は、経理処理について、3の事項ごとに要する経費を区分して経理し、各々の帳票を作成する。
- (3) その他
 - ① 受託者は、業務を企画・運営するに当たり、委託者と十分な調整をする。
 - ② 各プログラムを実施する中で、カリキュラムの追加や変更の実施が生じた場合は、委託者と受託者が協議の上、仕様書等の内容を変更することができる。
 - ③ この仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、又はこの仕様書に定めのない事項については、必要に応じて、委託者と受託者が協議の上定めるものとする。

5 委託業務に係る支払方法及び経費について

- (1) 委託料は、実績確定後精算払により支払う。
- (2) 次の各号に係る経費は、支出対象外経費とする。
 - ・ 5万円以上の機械・器具等の備品購入費
 - ・ 会議等での食糧費(茶菓代を除く)
 - ・ 団体等へ加入するための負担金
 - ・ 受験料や免許登録のための役務費
 - ・ 租税公課(消費税及び地方消費税は除く。)

6 提出物

委託業務完了後、速やかに次に掲げる書類を作成し、県の検査を受けるものとする。

- (1) 業務完了報告書(講座毎の期日、場所、受講者名簿、受講者のアンケート集計、研修資料、内容、広報等の実績を記載すること) 2部
- (2) 上記の電子ファイルが格納されている電子媒体一式

基準プログラム

1 研修概要

(1) 研修形式

研修は、2部構成で実施する。第1講座では、農福連携技術支援者として必要不可欠な基礎的・実務的知識を習得し、第2講座では、農福連携の現場で必要となる実務的な技法を習得する。なお、第1講座に限り、集合形式での研修によらず、eラーニング形式によることも可とする。

第1講座終了後には、確認テストを実施し、必要な知識を身に付けたと認められる者は第2講座を受講することができる。

研修期間は、第1講座3日間程度、第2講座3～4日間程度を組み合わせたものとする。

第2講座は、2カリキュラム(2)の①「農福連携技術支援者の役割と実践事例」及び②イ「障害特性に対応した農作業支援技法」についてはグループワークを行い、②ア「障害福祉サービス事業の運営の実務」及び③ア「農作業における作業細分化・難易度評価・作業割当ての技法」については、実地研修を行う。

なお、受講者が通常業務に支障を来たさずに受講できるよう、第1講座と第2講座は連続させず、一定の期間を空けて実施することとする。

(2) 講師選定

研修講師は、農福連携を実践する農業者や福祉事業者、農業技術・農業経営や障害者の雇用・就労を支援する機関等の職員、園芸療法等を研究・教授する大学・高校教員等、農業と福祉、地域における農福連携に関する高度な実務的知見を有する者を選定する。

(3) 受講者数

研修会の受講者数は20名程度とする。なお、20名を超える多数の申し込みがあった場合は、県と協議の上、受講者を決定するものとする。

(4) 実地研修の受入先

実地研修の受入先は、県との事前の調整の上、県内に所在する農業大学校や農業高校のほか、農業者、障害者就労施設等を選定する。なお、受入先の選定に当たっては、借り上げバス等の手配や参加者が参加しやすい場所の確保などに努め、県と協議の上、決定すること。

(5) テキスト

テキストは農林水産省が作成した全国統一の研修テキストを用いる。

※テキストは受託者がシラバス・時間割を作成し、県経由で農林水産省へ提出・認定された後に、農林水産省から送付される。

(6) アンケート

各講座において、受講者のアンケート調査を行うこと。

2 カリキュラム

はじめに、「農福連携をめぐる情勢」として、農福連携をめぐる最近の政策の動向等について農林水産省作成のeラーニング教材により説明を受けた後に、以下の講座を実施する。

(1) 第1講座【目安：座学講義3日間程度】

第1講座は農林水産省作成のeラーニング教材を受講者各自で受講、もしくは以下の内容の講座を作成し、集合形式にて実施するものとする。

第1講座終了後には農林水産省が作成する確認テストを実施し、受託者は採点の上、受講者が第2講座を受講できる必要な知識を身につけられたかを確認する。

① 農福連携概論

農福連携の概念、取組パターン、取組への期待と効果、農業者等と障害者就労施設とのマッチング、優良事例、取り組むべき課題、今後の可能性、取り組む際的心構え、農福連携を取り巻く最近の情勢などについて、総合的に学ぶ。

② 社会福祉や障害者雇用・障害福祉サービス事業等に関すること

ア 社会福祉と障害者福祉

障害者を保護の対象とするのみならず、権利行使の主体とする基本的な考え方や合理的配慮の提供について、障害者権利条約や障害者差別解消法等に関連付けて学ぶ。また、日本国憲法で保障された基本的人権、特に生存権を保障する観点から、心身に障害を持つ者に対して自立を支援する社会的サービスについて、基本的な考え方や歴史等を学ぶ。さらに、障害者総合支援法等に関する基本的な考え方を学ぶ。

イ 障害者雇用と就労系障害福祉サービスの仕組み、関係機関の役割

障害者の一般就労と福祉的就労の違いについて学ぶ。

また、障害者総合支援法に基づき実施される就労系障害福祉サービスの種類、目的等について学ぶ。

さらに、障害者雇用促進法に基づき実施される企業等における障害者雇用に関する法定雇用率や特例子会社制度、障害者雇用納付金制度等について学ぶ。

加えて、地域障害者職業センター、公共職業安定所（ハローワーク）、障害者就業・生活支援センター、特別支援学校、共同受注窓口等、障害者雇用と障害福祉に関わる関係機関の役割を学ぶとともに、それぞれの種類、役割等を把握する。

そして、厚生労働省の職場適応援助者（ジョブコーチ）と農林水産省の農福連携技術支援者の違いを学ぶ。

ウ 障害福祉サービス事業の運営の実務

障害福祉サービスの事業等の人員・設備及び運営に関する基準を中心に、報酬としての訓練等給付費等を活用した事業所運営の仕組み、農福連携における生産活動から得られた収益と報酬の区別・取扱い、工賃設定、農福連携における施設外就労の仕組み、サービス管理責任者・職業指導員・生活支援員等の役割と仕事のやり方などを学ぶ。

また、利用者のサービス等利用計画や個別支援計画の作成、利用者のアセスメント、事案に対するケース会議等についても学ぶ。

エ 障害特性と職業的課題の基礎

身体障害、知的障害、精神障害、発達障害等の一般的な特性について、心身機能の状態や現在解明されている医学的要因等を踏まえながら学ぶ。

さらに、知的障害、精神障害、発達障害を中心として、それぞれの特性を踏まえた一般的な支援方法と職業的課題に関する基本的な考え方、構造化（物事の仕組みをわかりやすくすること）の意義と手法、精神疾患等にかかる服薬・体調コントロール等について学ぶ。

③ 農業や農業経営等に関すること

ア 農業と農村社会

土地を利用して有用な植物・動物を育成し、生産物を得る活動について、基本的な考え方や歴史を学ぶ。また、農業の種類として、土地利用型・園芸作物型・畜産型の区別とそれぞれの生産活動の特徴、必要とする労働力の内容、国の支援策について学ぶ。

さらに、人間が農業を通じて形成してきた農村社会コミュニティについての基本的な考え方や文化・歴史、近年注目されている農業と周辺産業のつながり等の新しい効果についても学ぶ。

イ 農作業の一般的な特徴

農作業は、自然条件下において行う作業であり、天候・土壌・周辺環境や生態系等に左右されうるため、計画に沿って作業をすることが難しい場合があること、収穫作業等は適期が短期間であり、労働力を集中的に投入しなければならない場合があること、屋内外での身体活動を伴うため、体調・性差・年齢等に留意する必要があること等、実際に農作業を行う際に知っておくべき一般的な特徴について学ぶ。

また、農場の環境や農作業が人の健康等にもたらす効用についての事例と、人が本来自然や動植物との結びつきを好むというバイオフィリア仮説、植物が持つストレス軽減特性、日々の栽培管理による身体活動機会確保などを関連付け、研究データ等を基にして具体的に学ぶ。

ウ 農業経営の仕組み

農業経営体の種類として個人農家・農業法人の違い、農業経営の形態として家族経営体・組織経営体の違い、農業生産活動を行う場となる農地の種類として市街化調整区域内農地・市街化区域内農地・生産緑地等の違い、農法として慣行農法・有機農法・自然栽培の違い、栽培方法として土耕栽培（露地栽培・施設栽培）・水耕栽培の違い、スマート農業等、農業経営に必要な基本的事項を学ぶ。

また、預貯金・貸付け・肥料や農機具の売買を行う農業協同組合（JA）、営農計画の作成支援や農業技術の指導を行う都道府県の普及指導組織、農林水産省の各種補助金の申請窓口となる地方農政局、保険業務を行う農業共済組合（NOSAI）、農地取得の許可を行う市町村農業委員会等、農業経営を行う際に関わることが多い機関とその役割について学ぶ。

さらに、障害者への合理的配慮にもつながりうる農業生産工程管理（GAP）や日本農林規格（JAS）（特にノウフク JAS）に加え、食品流通・マーケティングの概念についても学ぶ。

エ 農作業の流れ

作付け計画、種苗の購入、育苗、耕耘（耕起）、施肥、畝立て、は種、移植・定植、間引き、マルチング、トンネル、受粉、支柱立て、誘引、整枝（摘芽、摘心、摘葉、摘花、摘果）、病虫害防除、除草、かん水、農薬散布、収穫、出荷調製、保存・貯蔵、種子の採取・保存、片付け・清掃等、1年間の農作業の流れと、各工程の意味や行う時期等を学ぶ。

また、農業者が用いる農具・資材、耕耘機・刈払機等の操作方法や安全衛生教育講習、肥料・農薬に関する基礎知識も習得する。

オ 農業者による農福連携の経営実務

農福連携技術支援者が、農業者の目線に立って、障害者の参画が農業経営に与えるプラスとマイナスの影響についても認識したうえで支援できるよう、農業者が通常取っている合理的行動について学ぶ。

具体的には、障害者に適した作物や農法、障害者に割り当てる作業の選択、売上高から必要経費を差し引いた際のバランスを見る損益分岐点売上高（特に、固定費を削減するための手作業の創出法、変動費を削減するための障害者人員の導入と請負報酬単価の適正化）、農業生産施設・農業用機械の減価償却などについて、基礎的な考え方を学ぶ。

また、法人農家における例を参考として、農業会計処理の初歩的事項を学ぶ。

(2) 第2講座【目安：座学講義・グループワーク及び実地研修合計3～4日間程度】

① 農福連携技術支援者の役割と実践事例〔座学講義、グループワーク〕

農福連携技術支援者と連携しながら農業経営を実践している事例や、農福連携技術支援者研修で学んだことを活かして農福連携に継続的に取り組んでいる事例など、農福連携技術支援者が活躍している具体的事例から、農福連携技術支援者として求められる役割を学ぶ。また、農福連携技術支援者が現場で行う実際の活動を想定したグループワークにより、農福連携技術支援者として現場で活動する実践的手法を学ぶ。なお、都道府県が実施する研修では、座学講義については、農林水産省から配布する動画視聴に代えることを可能とするほか、グループワークは研修日程等を踏まえて実施しないことも可能とする。

② 社会福祉や障害者雇用・障害福祉サービス事業等に関すること

ア 障害福祉サービス事業の運営の実務〔実地研修〕

(1) ②ウの事項に関して、実際に障害者就労施設を見学し、職業指導員等が利用者支援を行う様子を確認することで、利用者の安全確保、利用者との距離の取り方、声掛けの仕方、人員配置の工夫など、障害者就労施設の生産活動における障害者との具体的な接し方を学ぶ。

また、生産活動を進める様子を確認することで、請負契約に従って期日までに相応の質の成果を達成するための具体的工夫を学ぶ。

なお、利用者のサービス等利用計画や個別支援計画の作成、利用者のアセスメント、事案に対するケース会議については、利用者と保護者の個人情報に関わり得ることから、利用者支援を行う様子の確認のみを実施することも可とする。

イ 障害特性に対応した農作業支援技法〔グループワーク〕

障害者雇用における事業主の障害者に対する合理的配慮の提供義務の具体例として、また、障害福祉サービスにおける利用者支援の手法として、作業手順の説明や声の掛け方、体調管理と身支度、安全確保、道具の改良・治具の導入・目印の設置等の物理的工夫等、農作業の現場における障害者への具体的な接し方について学ぶ。

本演習は、簡単な作業を通じて障害を疑似体験し、支援の具体的工夫を体験するものであるため、例えば、受講生の半分がアイマスクを着用しながら、ポリポットへの野菜の種まき・ハーブの挿し芽等の室内園芸作業を行い、残り半分が具体的な作業指示を行うなどの実演をする。

③ 農業や農業経営等に関すること

ア 農作業における作業細分化・難易度評価・作業割当ての技法

〔座学講義・実地研修・演習〕

果菜類・葉菜類の収穫・調製・出荷作業、刈払機を用いた除草、セルトレイへの種など（地域のニーズや設備状況等によって変更しても差し支えない。ただし、作業の種類や難易度が類似したものに偏ることがないように留意すること。）を題材として、一つ一つの農作業について、作業の分解（細分化）、作業遂行時に必要な最多注意配分数（同時に払うべき注意の数）や身体の巧緻性（身体を作業環境に適応させてどれだけ器用に行えるかという性質）等に着目した難易度の評価、障害特性に応じた作業割当ての具体的方法を学ぶ。

また、農福連携技術支援者の役割について理解を深める。

3 修了試験及び修了者の認定

- ・研修の一環として、修了試験を実施する。
- ・修了試験は、第2講座の最終日に研修会場において、90分間で実施する。
- ・受講者は、修了試験の解答に当たり研修中に使用・作成した資料を閲覧しても差し支えない。
- ・修了試験の内容は、農福連携技術支援者（農林水産省認定）として活動することに対する意欲を確認するものとし、農林水産省が全国統一のものとして作成する。
- ・県は受託者が採点を行ったものを確認の上、修了認定対象者について農林水産省と協議を行う。農林水産省は、県との協議の結果、必要な知識と技能を身に付けたと認められる受講者を研修修了者として認定する。